

安全衛生の責任は誰にあるのか

事業者・労働者の協力で安全衛生の確保を

安全衛生の責任は誰にあるだろうか。

責任の所在がはっきりしなければ、任務の遂行も責任が持てないことになる。まずだれに責任があるかはっきりさせる必要がある。

安全衛生の責任は事業者にあるだろうか。それとも労働者にあるだろうか。また、安全衛生のスタッフ部門だろうか。あるいは日常業務を行うライン部門だろうか。その答えのヒントは、労働安全衛生法の各条文にある。

労働安全衛生法は第1条から123条からなっているが、その大部分は事業者に対する規制内容となっており、主語が「事業者は・・・」となっていることから事業者に対する責任があることは明らかである。特に第3条は事業者等の責務として、法の最低基準を守るだけでなく、労働者の健康と安全を確保するようにしなければならないと大枠を定めている。事業者とはその事業所のトップの人であり、その事業所の事業を統括する立場の人で社長・支店長・工場長などである。

では安全衛生の確保はすべて事業者の責任なのであろうか。

決してそうではない。第4条には、労働者が主語となって労働災害を防止するための必要な事項を守ることや、事業者等が実施する災害防止に関する措置に協力するようにしなければならないと決められている。

たとえば、労働安全衛生規則第194条の22第2項では、労働者は事業者が定めたときは安全帯を使用しなければならないと定められている。すなわち、安全衛生の確保は事業者とともに労働者の責任でもあるわけである。

事業場等の組織では事業者、労働者ともに力を合わせて安全衛生の確保に努める責任があることになる。



スタッフとラインの職務分担

では誰が安全衛生の推進をするべきであろうか。

事業者が何から何まですべての安全衛生事項を推進しなければならないか。社長自ら推

